

施策 No.3 障がい者福祉の充実										基本計画 掲載頁	64～65		
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	I：現状のまま 継続	施策展開の評価数				A	1	B	14	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況				A	0	B	14	C	0
成果	新座市基幹相談支援センターの機能の充実に努め、新座市地域自立支援協議会と連携し、相談支援体制やサービスの質の充実を図った。共同生活援助事業所が増加し、福祉サービス推進のための環境の充実に取り組むことができた一方で、日中活動系サービス事業所は増えなかった。 また、ハローワーク朝霞や4市の就労支援センター等との連携や登録者の定着訪問を行い、職場での定着に向けて支援を実施し、自立と社会参加の支援に取り組むことができた。			成果・課題を 踏まえた今後 の対応方針	施策展開については、現状どおり進めていく。 また、障がい福祉サービス事業所の整備など需要を注視しながら、引き続き福祉サービス推進のための環境の充実に努めていく。								
課題	生活介護事業所等の日中活動系サービス事業所は増えなかったが、いまだ需要はあると思われるため、障がい福祉サービスの需要を的確に把握しながら、事業者から開設の相談があった際には適宜対応を行っていく。												

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) こころのバリアフリー化の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	市民一人一人の障がいに対する理解と認識を深めるため、学校や職場、地域社会など、様々な場における啓発活動や障がい当事者及び関係機関等が行う福祉教育の充実に努めます。また、障がいの有無にかかわらず、地域で支え合うことができるよう、地域における様々な団体等と連携した啓発活動に努めます。	B	・市ホームページ及び市広報において、障がい者福祉制度に関連する普及・啓発記事を掲載した。 ・市広報12月号で、障がい者週間に合わせた特集記事を掲載した。 ・福祉教育を実施し、主に小学校を中心に福祉体験学習を実施することができ、障がい当事者の講話や体験を通して障がい者理解を深めることができた。 ・令和6年度に「共に暮らすための新座市障がい者基本条例啓発パンフレット」を作成し、市ホームページに掲載した。	障がい者福祉課
2	障がい者のスポーツ・文化活動の重要性を踏まえ、機会の充実を図るとともに、参加の拡大に向けて広く周知します。これらの機会を通じて、障がい者同士、障がいのある人となない人が互いに理解を深めていくことができるよう、交流活動の充実に努めます。	B	・引き続き、埼玉県障害者スポーツ協会などから、彩の国ふれあいピックを始めとした障がい者のスポーツ活動の案内があった際には、参加対象者が通所する市内障がい福祉事業所及び計画相談支援事業所に内容を案内し、スポーツや文化活動の情報の周知に努めた。	障がい者福祉課
3	発達障がいの早期発見と早期療育に努め、保護者や保育士、教職員、支援員等の障がいに対する理解や意識の向上を図ります。また、保護者に対し、様々な教育の場を選択するための情報を提供します。	B	・新座市地域自立支援協議会子ども部会において、「保育所等訪問支援部門」を新設し、また、子ども部会と児童発達支援センターの共催で支援員対象の研修会を開催し、発達障がいの早期療育を含む障がいに対する理解や意識の向上を図り、教職員に対しては、市内小中学校の校長会において保育所等訪問支援について説明し、障がい児支援に対する理解や意識の向上を図った。 ・子ども部会において就学前相談の内容と流れを共有し、障がい児通所支援を利用する保護者に対する様々な教育の場を選択するための情報提供を間接的に行うことができた。	障がい者福祉課
(2) 生活環境のバリアフリー化の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
4	平常時の利用だけでなく、災害時や緊急時にも対応できるよう、誰もが利用しやすい公共施設の整備や移動手段のバリアフリー化を進めます。	B	・引き続き、道路・建物等のバリアフリー化を促進するとともに、新たな公共施設の整備に当たってはユニバーサルデザインを取り入れ、環境整備を推進する。	障がい者福祉課
(3) 福祉サービス推進のための環境の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
5	障がい者やその家族のニーズに対応した適切なサービスを提供できるよう、相談機能、情報提供機能の充実に努めます。地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行う基幹相談支援センターの機能の充実を図るとともに、その周知に努めます。	A	・新座市地域自立支援協議会相談支援部会における事例検討会や、新座市基幹相談支援センターによる指定特定相談支援事業所を対象とした勉強会等の場の提供や助言、指導を行うことで、指定特定相談支援事業所の相談機能、情報提供機能の充実に努めるとともに、基幹相談支援センターの機能の充実を図った。 ・市内法人が開催する相談支援従事者初任者研修に障がい者福祉課として協力し、市内の相談支援体制の充実に努めることで、想定以上に進捗することができた。	障がい者福祉課
6	充実した福祉サービスが提供できるよう、相談支援事業所と連携し、相談支援やサービスの質の向上を図ります。	B	・新座市地域自立支援協議会相談支援部会や新座市基幹相談支援センターと連携し、意見交換や権利擁護に係る研修を開催することで、相談支援やサービスの質の向上を図った。	障がい者福祉課
7	障がい者の地域における日中活動や生活の場として障がい福祉サービス事業所等の充実を図ります。	B	・令和6年度はグループホームである共同生活援助事業所は大幅に増加した（5事業所）が、障がい者が日中に通所する生活介護事業所等の日中活動系サービス事業所は増加していない。いまだ需要はあると思われるため、事業者から開設の相談があった際には適宜対応を行っていく。	障がい者福祉課
8	障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための機能を地域全体でえるため、地域生活支援拠点等の整備を図ります。	B	・地域生活支援拠点等事業所として、3か所の事業所の登録があった。 ・地域生活支援拠点等事業所としての登録を推進するため、新座市地域自立支援協議会の地域生活支援部会において、登録の意向のある事業所を集めた会議を2回開催した。	障がい者福祉課
(4) 自立と社会参加の支援		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
9	知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が、不利益を受けずに日常生活を送ることができるよう、成年後見制度等の周知を図り、適切な制度利用につなげるとともに、障がい者本人の意思決定の尊重や権利擁護の推進に努めます。	B	・必要に応じて成年後見制度を案内し、制度の利用に向けての支援を行った。令和6年度は4名の市長申立てを行い、成年後見人等が選任された。	障がい者福祉課
10	障がいを理由とする差別解消の推進、社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的配慮の提供について、周知に努めます。	B	・出前講座の開講や初任者研修の実施、広報にいざに特集記事を掲載し周知に努めた。 ・国主催の事業者向け説明が開催される際は、事業者へ個別案内メールを送るなどした。	障がい者福祉課
11	障がい者自らが、その意欲と能力、適性に応じて職業生活を設計・選択できるよう、障がい者就労支援センターが様々な関係機関と連携し、職場での定着に向けて支援します。	B	・ハローワーク朝霞や4市の就労支援センター等と連携し、情報共有した。 ・登録者の定着訪問を行い、職場での定着に向けて支援を行った。	障がい者福祉課
12	障がい者福祉施設利用者の工賃向上のために、障がい者施設等からの物品等の調達を推進します。	B	・障がい者就労支援施設等からの物品等の優先調達推進方針を作成し、市による就労支援施設等への発注の拡大を図った。	障がい者福祉課
(5) 保健とリハビリテーションの充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
13	日常生活及び保育・教育の場において医療的ケアを必要とする子どもが適切な支援を受けられるよう、地域生活支援の向上を図るための協議の場の充実を図ります。	B	・協議の場として新座市医療的ケア児支援事業検討会議を令和6年度は2回開催し、支援体制の充実に向け協議を行った。 ・医療的ケア児の支援をまとめたリーフレットを作成し、市ホームページへの掲載をした。 ・災害時個別支援計画のモデルケースとして、同計画を1件作成した。	障がい者福祉課
14	障がい者がリハビリテーションや自立に向けた訓練を円滑に利用できるよう、情報収集や医療・保健・福祉・教育など関係機関との連携を進めます。	B	・新規開設事業所の情報を得た場合は、パンフレット等入手し情報収集及び情報提供に努めた。 ・新座市地域自立支援協議会の各専門部会の場合を活用し、相談支援事業所等の関係機関との連携を進めた。	障がい者福祉課
(6) 生活向上のための経済的支援		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
15	障がい者やその家族の経済的負担を軽減するため、引き続き、福祉手当の支給や医療費の助成を行うとともに、制度の周知に努めます。	B	・福祉手当の支給や医療費助成、公共料金の減免等により、障がい者やその家族の経済的負担の軽減を図った。 ・障がい者手帳の取得時等に行う各種サービスの案内やHP等への掲載により、制度周知に努めた。	障がい者福祉課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回る指標値

項目	現状値 （策定時点）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和6年度時点達成度	所管課
基幹相談支援センター相談件数		2,479件	2,893件	3648件			3,222件	A	障がい者福祉課
就労定着支援の利用者数		27人	70人	70人			51人	A	障がい者福祉課